

レジリエンス認証取得のポイント

2017年6月23日

一般社団法人レジリエンス協会

榎本純夫 SOMPOリスクアマネジメント株式会社

レジリエンス認証審査委員

本日のお話の趣旨

- 規模や業種・業態にかかわらず、事業継続の積極的な取り組みにより、社会全体の強靱化を進めることを目的とする、レジリエンス民間認証の2年目がスタート（初年度認証取得71団体）しました。
- 認証制度の特徴を知り、みなさまのBCPが“正しい”BCP理解のもとで、認証の条件である必須事項を満たしているか、どの程度推奨事項が整えられているかが、認証取得の決め手になります。
- つまり、BCPに係る必須項目（13項目）が全うされていることが必至の手。とりわけ、事業継続戦略・対策、見直し・改善、教育・訓練の取り組み（規定の文言と実施の記録を示せること）については要注意です。
- そこで、認証取得へ向けて、自分たちのBCPをレビューしてみてもいいでしょうか。その際に内閣府事業継続ガイドライン（平成25年8月改定）別添「事業継続ガイドライン チェックリスト」はお薦めです。

認証取得制度の特徴と留意点

- ① 基本的には、内閣府「事業継続ガイドライン（平成25年8月改定）」を下敷きにしたと見られる審査基準を用いて審査がなされます。
- ② よって、申請団体提出書類で使われる用語については、内閣府ガイドラインでその意味、用法を確認しておくことをお勧めします。
- ③ 審査は書面審査と面接審査、書面審査は「必須事項」と「推奨事項」を確認、前者のすべてを満たす必要があります。
- ④ さらに必須事項については、書面等の具体的な根拠（証拠）を示す必要があります。
- ⑤ 合否の比重は書面審査の方が大きいのですが、面接を受ける取締役等がきちんと“自分たちのBCPを語れ”なければなりません。

BCP用語の意味・用法の確認 1/2

- 【重要業務】 内閣府ガイドラインでは「優先的に継続・復旧すべき重要（な）事業に必要な業務＝重要業務」としています。
 - 定義はともかく、注意すべきは「情報システム、製造ラインetc.」とリソースを重要業務としてあげること。⇒ リソースは重要業務の実施に不可欠なツールとされる。
- 【目標復旧時間】 内閣府ガイドラインでは「重要業務について、どれくらいの時間で復旧させるかを…」としています。
 - 問題なのは、目標復旧時間をゼロとするケース、審査では現実的ではないとされかねない。むしろ目標復旧時間が達成できるか、検討するプロセスを重視

BCP用語の意味・用法の確認 2/2

- 【事業継続戦略・対策】 内閣府ガイドラインでは単語自体の定義は明確にされていませんが、IV章を費やして考え方、観点を説明しています。
 - 「重要製品・サービスの供給継続・早期復旧」、「企業・組織の中枢機能の確保」等の観点に対し、現地復旧・代替の戦略とそのため
の事前対策を定めていること（訓練は含まない）。
- 【訓練】 認証取得制度では「BCPの発動訓練のことであり、避難訓練等は該当しません。」としています。
 - 訓練とは、「BCP発動時の対応の訓練など、重要業務の事業継続のための直接的な訓練」であり、地震や火災の避難訓練、消火訓練、起震車の体験、下敷き救出訓練、炊出し訓練、単純な安否訓練は該当しない。

必須事項の中の“★必須事項”

※ 審査で重視される事項（申請者にとってハードルの高い事項でもある）の重点の度合いを重：★→☆→ 軽：無印で示す。

重点	必須事項	補足
	事業継続方針があること	
	重要業務の選定プロセスがあること	選定の方法でなくても、重要業務の例示であっても可、リソースの提示（例えば「情報システム」）は重要業務と見なさない。
	目標復旧時間が設定されていること	必ずしも目標復旧時間の提示を要しない。設定の考え方・方法の説明でも可
★	事業継続戦略・対策を有していること	戦略・対策の正しい理解を求めている。
	重要業務を中断させない体制と対応手順があること	
☆	BCPの見直し・改善の仕組みがあること	書面（既存文書の写し等）、写真、図表などを示す必要あり。
★	見直し・改善の実施記録が2年分（1年以上前と1年以内）あること	何を見直し、改善したかその理由が明示する必要あり。訓練の結果による見直し・改善に一本化しても可
★	事前対策の実施状況を示す記録が2年分（1年以上前と1年以内）あること	必ずしも具体的な提示を要しない。実施していることが分かる書面等の提示でも可
☆	教育・訓練計画があること	あくまでも今後の計画であること。訓練とは重要業務の事業継続のための直接的な教育・訓練を優先し、避難訓練等は含まない。
★	教育・訓練の実施記録が2年分（1年以上前と1年以内）あること	日時・場所・参加メンバーを示す必要あり。
☆	訓練の結果を踏まえた見直し・改善が行われたこと	必ずしも具体的な提示を要しない。実施していることが分かる書面等の提示でも可
	事業継続の責任者・担当者がいること	
	国土強靱化に係る法令等に関して違反する重大な事実がないこと	

チェックリストでBCPをレビューする

① 事業継続の取り組み（導入時・導入後のいずれの時点）のチェック

② 加えて、事業継続に何が必要かを確認

<重要チェック項目>

- 4.1事業継続戦略・対策の基本的考え方
- 4.2.1～4.2.6
- 5.1.2事前対策の実施計画
- 5.1.3教育・訓練の実施計画、6.2教育・訓練の実施
- 5.1.4見直し・改善の実施計画
- 6.1事前対策の実施

（別添） 事業継続ガイドライン チェックリスト

本チェックリストは、事業継続ガイドラインに沿って、企業・組織の事業継続の取組（BCM導入時及び導入後の継続的な取組の双方）を簡易にチェックできるように用いたものである。加えて、事業継続の取組に何が必要かを俯瞰する際にも有用である。また、本チェックリストは、企業・組織の自主的な取組を推進するためのものである。これを用いた点検結果については、経営者自らが把握すべきである。
なお、設問内容の詳細については、ガイドライン本文を参照願いたい。

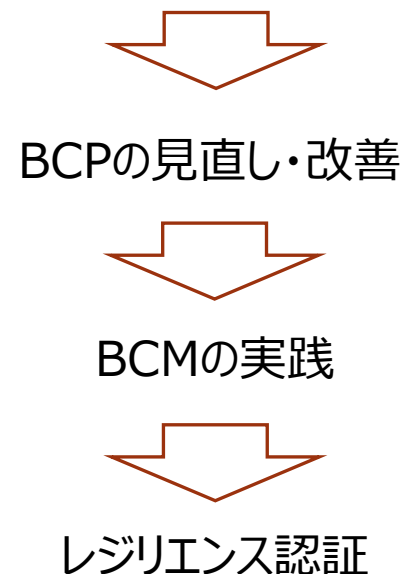
1.4 経営者に求められる事項

- ① 経営者は、BCMの必要性とメリットを理解し、相応の時間と労力、投資が必要であることも理解した上で、BCMの導入を決定し、自社の重要事項として実施させているか。
- ② 経営者は、自社の経営理念（存在意義など）やビジョン（将来の絵巻）を踏まえ、業と連関の取れたBCMの基本方針の策定、経営資源の振り当て、戦略策定、BCPの計画策定、事前対策等の実施、見直し・改善などについて、的確に判断し、実行させているか。
- ③ 経営者は、BCMに関する議論、調整、改善などに、自身のスケジュールを確保して積極的に参画しているか。
- ④ 経営者は、BCMについて利害関係者からの理解を求めているか。
- ⑤ 経営者は、BCM及び事業継続能力について適宜、情報発信することにより、取引先、企業・組織にとって重要な利害関係者に対する信頼構築に努めているか。
- ⑥ 経営者は、BCMを通じて、企業価値を高める体制を構築することで、競争力を高め、取引や利益等の拡大を目指しているか。
- ⑦ 経営者は、BCPの発効時において、戦略や対策の選択に的確な判断を行い、予想を超える事態が発生した場合には、既存のBCPを柔軟に活用し臨機応変な判断・対応指示を行っているか。

2.1 基本方針の策定

- ① 経営者は、自社の事業継続に対する考え方を示す基本方針を策定しているか。
- ② 基本方針において、事業継続の目的やBCMで達成する目標を決定し、BCMの対象とする事業の種類や事業所の範囲を明らかにしているか。
- ③ 基本方針は取締役会または経営会議の決議を経ているか。
- ④ 基本方針において、顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・関

事業継続ガイドライン
一あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応
(平成25年8月改定)



参照先：内閣府 <http://www.adrc.asia/publications/psdrr/pdf/guideline03.pdf>